

平成 20 年 5 月 21 日
経 営 支 援 課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要（案）

1 開催日

平成 20 年 5 月 19 日（月） 13 時 30 分～14 時 50 分

2 会 場

青森県庁西棟 4 階商工労働部第 1 会議室

3 出席者名

吉原会長、倉田委員、月舘（淳）委員、本間委員、鎌田委員、佐藤委員、
経営支援課 4 名

4 議事の概要

（1）議題 1 前回の議事概要案及び届出状況等について

事務局から資料 1 に基づき、前回の審議概要案、現在の届出状況等について説明を行
い議事概要として承認された。

（2）議題 2 届出案件について

【カブ・大野店に係る変更について】

本件について、事務局から資料 2 に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果に
ついて説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

右折入庫に対する措置として、右折入庫禁止の看板を設置すること（出入口 6、8）
について、市内中心部へ向かう交通量及び浜田方面へ向かう右折車両が多いため、設
置しても右折入庫しようとするドライバーには確認しづらく、また、右折する状態で
ないと思われる。よって、設置する意味はほとんどないと思われる。

店舗と隔地駐車場間の道路（出入口 3 と 4 を結ぶ間）に横断道路は設置できないのか。
新設当時、交通量増加による交通安全対策の実施を付近住民から求められ、対策とし
て道路幅員が狭いことから同社敷地の一部を道路として使用できるようにした。また、
駐車場の一部を 24 時間開放し、県道交差点の改良策を講じた経緯もある。

追加した駐車場の出入口 6～8 について、歩行者の安全面は大丈夫か。

確かに歩行者は多いものの、入庫専用、出庫専用としているため合理的ではある。

以上のことを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて
審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、
下記のとおり付帯要望として求めることとした。

・騒音レベルの夜間最大値がほとんどの予測地点で超過しており、周辺住民からの騒

- 音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

【イオンタウン板柳ショッピングセンターに係る変更について】

本件について、事務局から資料3に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

しまむらとコメリの間と、しまむらとマックスバリュー間に通路を設けているが、通路以外の部分はどうなっているのか。車は通れるのか。

しまむらとコメリの間は普通の柵、しまむらとマックスバリューの間は防雪柵が設置しており、通路以外では車は通れない。

以上のことを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望として求めることとした。

- ・騒音レベルの夜間最大値がほとんどの予測地点で超過しており、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ヤマダ電機テックランドむつ店に係る新設について】

本件について、事務局から資料5に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

図面9ページの店舗計画地の前面道路を挟んだ向かい側の駐車場内に黒く四角い建物が数個点在するが、これは何か。

金融会社の自動契約機等であり住居ではないはずである。

図面9ページの出入口3のところに、大型車両走行と記載されているが、荷捌きの車のことか。また、夜間は通らないのか。

搬入車両及び廃棄物収集車両である。作業時間帯が午後9時までとなっているので夜間は通らない。

騒音予測の夜間最大値について、原則の予測地点である地点P6では基準値に比べ21dBも超過していることについては、地点P6が騒音源(車両走行路)に近いことからやむを得ないところである。

出入口1の前面道路は交通量が非常に多いため、右折入庫が難しいのではないか。

前面道路は確かに下北地域では交通量が非常に多いところである。

ここ1～2年で計画地に隣接する東側地区には、民家がかかなり増えてきている。図面9ページを見ると、民家がまばらなように見受けられるが、現況はもっと民家が建ち並んでいるように思う。

図面と現況の整合性については配慮していただきたい。

図面については古くないか再度設置者に確認してみる。

以上のことを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望として求めることとした。

- ・騒音レベルの夜間最大値がほとんどの予測地点で超過しており、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

(3) 議題3 その他について

大規模小売店舗立地法の特例措置について事務局から説明した。

以上